

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策 について（審議のまとめ）」に対する意見

日本教育大学協会

1 「改革の方向性」について

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）」（以下、「審議のまとめ」と略記する）は、「学び続ける教員像の確立」を課題とし、「教育委員会と大学との連携・協働により……学び続ける教員を支援する仕組みを構築する」ことに改革の方向性を定めている。また、「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」ことに教員養成改革の方向性を定め、「修士レベルでの学修を標準とする」「一般免許状」を標準的な教員免許状として創設すること等を明示している。こうした改革の基本的な方向性を、日本教育大学協会は支持する。本協会としても、この方向での改革を重く受け止め、積極的に取り組んでいく所存である。

他方、「審議のまとめ」では、改革の実現に向けた工程や財源問題への言及がない。各会員大学・学部等が、ここに提示された改革の方向に沿って大学院学生定員の変更、同組織再編およびカリキュラム改訂等、具体的に進めるためには、全体の規模、日程、施設、教員の配置や段取りについての一定の見通しをもつことが必要となる。これらの点に関する示唆を提示していただきたい。

2 「教職課程の質保証」について

学部での教職課程の質保証をめぐって、「教員養成教育の評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムの取組等新たな事後評価システムの構築を推進する。」との指摘は、事前規制型の質保証システムから事前規制と事後確認の併用型への転換という大学改革の観点から、重要である。

その際、事後評価システムは、教員養成教育の現状を自律的・主体的に改善しようとする各大学の取組を支援し、そうした取組を促進させるものとして構築されることが必要である。

また、「審議のまとめ」には、課程認定制度と事後評価システムとの関係について具体的な指摘がないが、事前規制と事後確認の併用型への転換との観点から、この点に関する審議を深めることが求められている。

なお、13 頁下 2 行「医師、歯科医師、薬剤師等の養成において行われている共用試験を参考に」の部分は、誤解をまねきかねないので削除すべきである。

3 「教職大学院の拡充」について

「教職大学院の制度を発展・拡充させる。」ことは重要である。「審議のまとめ」は、授業科目 5 領域の見直し、教科教育や特定分野の養成等の取り込み、実務家教員の割合の見直し、専任教員のダブルカウントの在り方の検討など、

総じて、設置基準の柔軟化による新たな教職大学院を提案し、量的拡大を図ろうとしているとみられる。この点は評価できる。

ただし、その際、質の確保が疎かにされてはならない。例えば、教職大学院の一面として、一部の教育委員会では、現職教員の派遣を1年間に限っている。その場合、修了要件である45単位以上の修得との関連において、単位制度の実質化の観点からも、教育委員会の対応を含め、その実態の検討が求められる。

この点に関わり、15～16頁の「○教育委員会においては、現職教員の教職大学院への派遣について……、積極的に派遣することが望まれる。」「○……教育委員会においては、教職大学院修了者に対するインセンティブの付与等について積極的に検討し、教職大学院制度の発展・拡充に協力していくことが望まれる。」等に関して、全国規模での具体的で踏み込んだ改革方策が求められる。

さらに、こうした新たな教職大学院の拡充を柱とする教員養成の修士レベル化にあたっては、奨学金制度の創設や拡充などによる学生負担の軽減措置が必須である。

4 国立教員養成系修士課程の見直しについて

「審議のまとめ」は、「国立教員養成系の修士課程の見直し」において、「教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手になっていくこと」およびこれに鑑み、国立教員養成系の修士課程は「教職大学院を主体とした組織体制へと移行していくことが求められる。」としている。

これらの方策提言は、当事者として重く受けとめたい。同時に、一般免許状の制定による需要の掘起し等が先行すればともかく、これまで、いくつかの地域で、教職大学院の努力にも関わらず、学生定員の充足も儘ならず、十分な需要が見通せない等の現実がある。

こうした事実を踏まえると、国立教員養成系の修士課程の見直しの基本を、「教職大学院を主体とした組織体制へと移行」だけに求めることは、現状に十分には即しておらず、現状との懸隔感を抱く。新たな教職大学院の発展・拡充と併せて、各地域の特色に即した多様な改革が尊重されるべきである。

一方、「審議のまとめ」は、教科等の専攻ごとに定めている修士課程の現行設置基準について、「大括り化するなど」の見直しを行うとしている。

しかし、この点をめぐっては、慎重な配慮が必要であると考ええる。

教科ごと等の枠組みをもつ現行設置基準による教員養成系修士課程の普及が、戦後日本の教科教育学の発展に及ぼしてきた影響・貢献には、多大なものがあるからである。さらに、「審議のまとめ」でも課題としている「教科と教職を架橋する」上で、教科教育学およびそれを専門とする研究者教員が、そうした架橋の実現を図る要の役割を現実に果たしてきたし、今後も果たすことになると見込まれるからである。

したがって、修士課程の設置基準を「大括り化するなど」の見直しを行うにあたっては、こうした点を考慮に入れ、教職大学院の専任教員のダブルカウントの在り方等と関連させて検討していただきたい。

5 「教職課程担当教員の養成の在り方」について

上記の点に関わって、旧帝大系の教育学研究科博士課程は教科教育学を位置付けていないし、教科教育学の研究後継者養成を柱とする教員養成系の博士課程は規模が依然限られている現状がある。

こうした中で、「審議のまとめ」が、「教職課程担当教員の養成の在り方」を独立の項目として立て、その中で、教職課程を「担う大学教員の養成システムを整備していくことが必要である。」と明記している点は、高く評価できる。速やかな実現が期待される。

また、整備に際しては、国立教員養成系の博士課程の成果が生かされ、教員養成系での博士課程の整備が、連合、共同、連携など多様な形で進むことを期待する。

6 教育委員会と大学の連携・協働について

教員養成・採用・研修のそれぞれにおいて、大学と教育委員会とが、それぞれの固有の役割および法的権限の整理・確認を行い、対等な関係を築きながら、連携・協働して教員の資質・能力の向上策を行っていくことは重要であり、「審議のまとめ」が提案する改革にとっての鍵になるとみられる。

一方、現状では、特に都道府県・政令指定都市の教育委員会が、教員の採用・評価・分限、さらには研修等についての幅広い権限をもっている。この事実を踏まえるならば、「審議のまとめ」が、これら教育委員会の制度やその運用等に関わる現状分析とそれに基づく改革方策について、踏み込んだ言及が少ないことが気になる。今後の検討に期待したい。

ただし、こうした中、「教員採用の在り方」に関し、「大学での学習状況や教育実習の状況について採用選考の際の評価に反映する方法の検討」等が提言されている。大学の意見を十分に踏まえ、速やかな具体化を図っていただきたい。

7 専門免許状について

「審議のまとめ」における教員免許制度改革の中で、専門免許状の制度設計の骨格が明確でないようにおもわれる。

「審議のまとめ」における説明をみると、専門免許状は、職業資格制度というよりも、検定制度としての性格が濃く、「学位取得とはつなげない」専門免許状の国家職業資格としての性格や役割がわかりにくい。

いずれにしても、専門免許状を設けるならば、国家職業資格としての要件を

満たす形での制度設計をすることが必要である。また、専門免許状の制度設計に関わり、一般免許状との関係について整理が必要である。

8 教員免許更新制について

教員免許更新制については、免許の失効機能や受講料など教員負担が重い等の問題があり、教員が教職生活の全体を通じて、自発的かつ不断に専門性を高めることを支援する新たな制度へと転換することが検討されるべきである。

9 「学校が魅力ある職場になるための支援」について

「審議のまとめ」の最後の部分(23頁)にある「優れた人材が得られるよう、また、一人ひとりの教員が教職へのモチベーションを持ち続け、能力を最大限発揮できるよう……教職や学校が魅力ある職業、職場となるようにすることが重要である。そのため、教員の給与等の処遇や、教職員配置、学校の施設、設備等引き続き教育条件の整備を進めることが必要である。」との指摘は適切であり、重要である。例えば、研修が教職への意欲と活力を更新するものになるよう改善を図る等を含み、こうした方向での具体的な改善策の確定とその実施手だてについての検討に可及的速やかに着手していただきたい。

また、こうした指摘が、「審議のまとめ」において、以前よりも前面に出てきたことは評価できる。

同時に、有為な若者にとって教職が魅力ある職業とならなければ、教員の資質能力の向上も絵に描いた餅に終わらざるをえないことを考えると、この点は、資質能力向上策の不可欠の前提をなすものである。この観点から、答申においては、当該部分のもう一段高い位置付けが与えられるべきである。

10 小学校教員資格認定試験について

「審議のまとめ」の「その他」において「再検討する必要がある。」と指摘された小学校教員資格認定試験は、実態的にも、すでにその役割を終えており、廃止を含めた検討が必要である。

11 その他

教員養成を修士レベル化する等により、教員の資質能力を向上させる方策の検討に関わって、特に中学校を中心に、特定の諸教科を担当する教員に多くみられる、いわゆる免許外教員の存在は、当該教科に関する養成教育を履修していない教員による教授活動を容認するものであり、速やかに改善が図られるべきであると考えられる。そのためには、免許外教員の法的な根拠、すなわち、1953年の改正で「当面の間」として挿入された教育職員免許法「附則2」について、その削除を含めた検討が求められる。

以上